

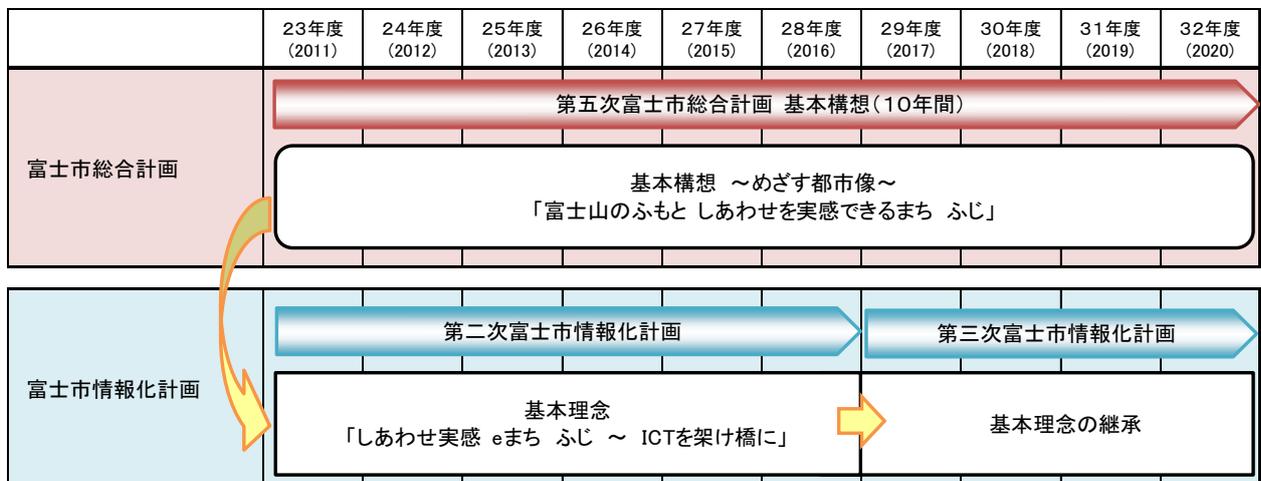
第4章 情報化の基本理念と基本方針

1. 基本理念と基本方針

「第五次富士市総合計画」は、計画期間を平成 23 年度から平成 32 年度までとし、基本構想で目指す都市像を「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」と定め、本市の将来像を描いています。

「第五次富士市総合計画」の計画期間に策定された「第二次富士市情報化計画」は、この目指す都市像を情報化施策の面から達成すべく、基本理念を「しあわせ実感 eまち ふじ ～ ICTを架け橋に」と設定しました。本計画も、「第五次富士市総合計画」で定めた基本構想の推進期間であることから、情報化計画としての基本理念を継承することとします。

図表 4-1 「第五次富士市総合計画」の基本構想と情報化計画の基本理念との関係



また、「第二次富士市情報化計画」では、市民のニーズが多様化・高度化する中で、市民志向に立った情報化計画とするために、市民と行政の接点・関わりについて、行政経営・地域経営の視点から市民を3つの側面で捉えました。「第二次富士市情報化計画」では、このような視点から情報化施策を実施し、一定の成果を得ました。

本計画においても、引き続きこれらの視点に立ち、ICT を取り巻く外部環境の変化や、新たな市民ニーズなどを踏まえた情報化施策の展開が必要です。

図表 4-2 計画の視点に基づいた新たな取組事項

～第二次富士市情報化計画より～	外部環境変化や市民ニーズなどから新たに取組むべきと考えられる事項
<p>行政のサービスを受取る「顧客」としての市民</p> <p>行政は、市民に対し、民間企業が商品を提供するように、市民ニーズにあったサービスを提供する一種のサービス業であると考え、市民を「顧客」として捉えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの普及に伴うホームページやポータルサイトなどのサービス内容の拡充 ・マイナンバーカードを活用した利便性の高い住民サービスの提供
<p>行政経営に出資する「株主」としての市民</p> <p>市民は、民間企業に出資する株主と同様に、自治体に納税し、自治体はその税金で営まれていることから、市民を行政に対して効率性や信頼性を求める「株主」として捉えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいワークスタイルの導入による業務の効率化 ・より安全なセキュリティ対策 ・SNS、スマートデバイスの普及を情報発信強化のチャンスと捉え、集客能力を高める「収益増加」の取組
<p>まちづくりにおける「地域の主体」としての市民</p> <p>まちづくりは、市民と行政、市民と市民が共有し、市民を主役として協働して進めていくことが重要であることから、市民を「地域の主体」として捉えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートデバイスの普及、クラウド技術の進展による防災、福祉、教育などの分野における ICT 化の推進

「第二次富士市情報化計画」では、これらの市民と行政の接点・関わりにおける3つの側面で捉えた定義から、基本方針を定めました。

本計画では、この基本方針を継承しつつ、図表 4-2 で示した新たに取り組むべき事項を考慮し、強化を図ります。特に、「行政経営に出資する『株主』としての市民」については、これまでの「コスト削減」中心の視点だけではなく、SNS、スマートデバイスの普及を情報発信強化のチャンスと捉え、人口減少問題への対応や、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた集客力の向上など、「収益増加」の視点も加えて基本方針を設定します。

図表 4-3 基本理念と基本方針

基本理念： しあわせ実感 eまち ふじ ～ ICTを架け橋に

計画の視点 (第二次富士市情報化計画を継承)	基本方針	
	第二次富士市情報化計画	第三次富士市情報化計画
行政のサービスを受取る 「顧客」としての市民	簡単・便利な市民サービスの提供	わかりやすく便利な市民サービスの提供
行政経営に出資する 「株主」としての市民	スリムで信頼される行政経営の実現	スリムで信頼される行政経営の実現 (コスト削減) 新設 魅力的でいきいきした情報の発信 (収益増加)
まちづくりにおける 「地域の主体」としての市民	みんなで支えあうまちづくりの推進	みんなで支えあうまちづくりの推進

基本方針1 わかりやすく便利な市民サービスの提供

電子自治体推進の目的の一つに、市民の利便性の向上があります。近年の爆発的なスマートデバイスの普及により、市民はいつでも、どこでも情報のアクセスが可能となりました。本市では新たな取組として、マイナンバーカードを利活用した市民サービスの向上や、子育て分野におけるワンストップでわかりやすい情報提供サービスを充実させます。

基本方針2 スリムで信頼される行政経営の実現

電子自治体の取組を推進し、行政運営の効率化・高度化を図ります。特に、テレワークなどがもたらす新しいワークスタイルの導入は、行政運営の効率化を進める可能性が見込まれるため、研究を進めます。また、本市は積極的に自治体クラウドに取り組み、データセンターを活用した事業継続性の担保及び情報セキュリティの強化を図ってきました。これらの取組を継続し、より一層高いレベルを目指します。

基本方針3 魅力的でいきいきした情報の発信

SNS やスマートデバイスの普及は、市民に対する情報発信を強化するチャンスであると捉える事ができます。本市でも、市民ニーズの高い情報を、多チャンネルで発信していきます。また、人口減少問題や、東京オリンピック・パラリンピックなどへの対応を考えると、市民のみならず、市外、海外への情報発信も重要となります。さらに、オープンデータなどの先進的な取組を推進し、情報発信の強化を図ります。

基本方針4 みんなで支えあうまちづくりの推進

まちづくりにおける ICT の役割は、防災、福祉、教育などの分野で年々大きくなっています。スマートデバイスの普及やクラウド技術の進展により、多様な主体間で情報の共有が可能となっています。これらの特徴を捉え、まちづくりに市民が地域の主体として参加、参画、協働できる環境の整備を進めていきます。

2. 情報化施策体系

本計画の施策体系は、基本理念を最上位とし、計画の視点、基本方針と続く体系としています。

さらに、基本方針に基づき、本市として取り組むべき情報化推進項目を定義します。なお、具体的な事業内容は、「実施計画編」に情報化事業として取りまとめるとともに、「第二次富士市情報化計画」で課題となった進行管理を、効率的に実施するため、次の優先順位を定めます。

計画期間中に重点的に取組を進める事業を「重点事業」、計画期間中に拡充や向上を目指す事業を「推進事業」、継続的に取組を実施する事業を「継続事業」とします。

図表 4-4 情報化施策体系

